

In depth

A look at current financial reporting issues

2020年10月9日
In depth No. 2020-06

金利指標改革についてのIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号に対する修正(フェーズ2)に関する実務ガイド

FAQ 5.3.3ーデリバティブのどの代替的な移行方法が救済措置に該当するか

質問

多くの場合、ヘッジ関係に指定されたIBORベースのデリバティブは、当初のデリバティブ契約で参照した金利指標を変更することにより代替的な指標金利に移行します。これは、IFRS第9号第6.9.2項およびIAS第39号第102Q項において「ヘッジ手段の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更」として言及されています。

しかし、デリバティブの中には、他の方法で移行する場合があります。フェーズ2のヘッジ会計の救済措置は、これらのデリバティブを含むヘッジ関係にも引き続き適用される可能性があります。これはIFRS第9号第6.9.2項およびIAS第39号第102Q項における追加の要件を満たす場合に限りです。これらの要件は次のとおりです。

- 当初のヘッジ手段(例えば、デリバティブ)の認識の中止は行われない。
- 選択したアプローチは、当初のヘッジ手段に関する契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更と経済的に同等である。

これらの要件は、実務上、デリバティブの代替的な移行方法にどのように適用されますか。

回答

要約

IFRS第9号BC6.620項およびIAS第39号BC312項で4つの可能な代替的アプローチを説明しています。4つの可能な代替的アプローチは、要件を満たすかどうかの要約(詳細は以下の分析を参照)とともに、次のとおりです。

アプローチ	経済的に同等であるか	当初のヘッジ手段の認識の中止は行われないか	フェーズ2の救済措置は適用可能か
#1 クローズアウトし、同じ条件(すなわち、市場に基づかない条件)のデリバティブに置き換える このアプローチを適用する企業は、同じ相手方と2つの新しいデリバティブを締結します。2つのデリバティブとは、(i)当初のデリバティブと同等であるが当初のデリバティブを相殺する新しいデリバティブ(両契約とも置換えられる金利指標に基づく)、(ii)当初のデリバティブと同じ条件の新しい代替的な金利指標に基づくデリバティブで、当初認識時の公正価値が同日の当初デリバティブの公正価値と同等であるデリバティブ(すなわち、新しいデリバティブは市場に基づかない)である。	はい	はい	はい
#2 クローズアウトし、実質的に異なる条件(例えば、	いいえ	該当なし	いいえ

<p>市場に基づく条件)のデリバティブに置き換える</p> <p>このアプローチを適用する企業は、現金決済により既存の金利指標ベースのデリバティブを終了(クローズアウト)する。企業は、その後、市場に基づく大幅に異なる条件の新しい代替的な指標金利ベースのデリバティブを締結し、新しいデリバティブは当初認識時の公正価値がゼロとなる。</p>			
<p>#3 新しいベース・スワップを追加</p> <p>このアプローチを適用する企業は、当初のIBORベースのデリバティブを保有するが、既存の金利指標と代替的な指標金利を交換するベース・スワップを締結します。2つのデリバティブの組み合わせは、既存の金利指標を代替的な指標金利に置き換える、当初のデリバティブの契約条件の変更に等しくなる。</p>	状況に応じて異なる	該当なし	状況に応じて異なる
<p>#4 新しい相手方に契約更改する</p> <p>このアプローチを適用する企業は、当初のIBORベースのデリバティブを新しい相手方に契約更改し、その後、既存の金利指標を代替的な指標金利に置き換えるために、契約更改されたデリバティブの契約上のキャッシュ・フローを変更する。</p>	該当なし	いいえ	いいえ

IFRS第9号BC6.620項およびIAS第39号BC312項に記載された説明ならびに補足分析を含む次の分析では、フェーズ2の救済措置を適用できるかどうかの全体的な結論に関連性があるアプローチのみが分析に含まれています。したがって、例えば、認識の中止の要件を満たしていないことを考えると、#4のアプローチについては、「経済的に同等」の要件は分析されず、その結果、「経済的に同等」の分析にかかわらず、フェーズ2の救済措置を適用することはできません。

分析—経済的に同等

アプローチ1—新しい代替的な指標金利のデリバティブの契約条件は、当初のIBORベースのデリバティブの契約条件と大幅に異なるものではないため、これは「経済的に同等」であると考えられます。特に、信用スプレッドは、現在の市場の信用スプレッドではなく、引き続き当初のデリバティブの信用スプレッドを反映しています。

アプローチ2—新しい指標金利のデリバティブの契約条件は、市場に基づく条件であるため、「経済的に同等」を評価する目的上、当初のIBORベースのデリバティブの契約条件とは大幅に異なります。したがって、新しい代替的な指標金利のデリバティブは、当初のデリバティブと「経済的に同等」とはみなされません。

アプローチ3—原則的には、当初のIBORベースのデリバティブおよびIBORと代替的な指標金利を交換するベース・スワップの組合せにより、当初のIBORベースのデリバティブの条件変更と経済的に同等の結果を達成しています。しかし、IASBは、実務上、ベース・スワップは、一般的に、個別のデリバティブベースではなく、ベース・リスクに対する企業の純額エクスポージャー(すなわち、ポートフォリオ全体)を経済的にヘッジするために集約されたベースで締結されると述べています。したがって、IASBは、このアプローチが金利指標改革によって要求される変更と整合するためには、ベース・スワップを当初のデリバティブと組み合わせるか、または結び付いていなければならない(すなわち、個別のデリバティブベースで行われなければならない)と指摘しました。これは、ヘッジ手段の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更は、個々の金融商品に対して行われ、同じ結果を達成するためには、ベース・スワップを個別のデリバティブと組み合わせる必要があるからです。このため、このアプローチが「経済的に同等」の条件を満たす可能性はありますが、条件を満たすかどうかは、実務上、どのように実施されるかによって異なります。

分析—認識の中止

次の分析では、企業は、下記で示す見解と矛盾するデリバティブまたは類似商品の認識の中止に関する会計方針をこれまで採用していないことを前提としています。企業が異なる会計方針を採用している場合には、認識の中止の分析は異なる可能性があり、同様にフェーズ2の救済措置を適用できるかどうかに関する結論も異なる可能性があります。さらに、IFRSにはデリバティブの認識の中止に関するガイダンスがないため、以下の分析は、考え

得るひとつの分析であり、規範的であることを意図したものではありません。

アプローチ1-2つの考え得る選択肢は、i) 経済的に相殺し合う2つのIBORベースのデリバティブが互いに取り消され、法的に消滅する、ii) 当初のIBORベースのデリバティブが法的ではなく、経済的にのみクローズアウトされ、2つのIBORベースのデリバティブは存続する、の2つです。これら2つの選択肢について、次のようにそれぞれ考察します。

IBORベースの2つのデリバティブが法的に取り消されない場合の分析

- 2つのIBORベースのデリバティブが取り消されず、3つのデリバティブが存在するという結果になる場合、当初のIBORベースのデリバティブは法的に消滅しておらず、そのため、容認可能な見解は、当初のデリバティブの認識の中止を行わないというものです。

IBORベースの2つのデリバティブが法的に取り消される場合の分析

- 2つのIBORベースのデリバティブが互いに取り消され、法的に消滅した場合、当初のデリバティブは、原契約が失効または消滅したため、法的観点から、IFRS第9号第3.2.3項(金融資産の場合)およびIFRS第9号第3.3.1項(金融負債の場合)に基づいて認識の中止が生じると考えられます。
- しかし、IFRS第9号には、金融資産の条件変更に関する明示的なガイダンスはなく、そのため、合理的なアプローチとしては、金融負債と同様のアプローチの適用です。金融負債に関するガイダンスは、既存の相手方の間で金融商品の交換を行い、法的に当初の金融商品が取り消されるような状況に対応しています。しかし、発行企業は、IFRS第9号第3.3.2項に従い、2つの金融商品の契約条件が大幅に異なる場合には、会計処理上、引き続き当初の(法的に失効した)金融商品の認識が要求されます。
- 当初のIBORベースのデリバティブと新しい指標金利のデリバティブとの間の差異は、i) 異なる指標金利、および、ii) 固定スプレッド(経済的に同等となるように指標金利の変更を補償するために調整される)である。これに基づき、容認可能な見解は、定量的な観点から契約条件は大幅に異なるというものです。
- 金利指標改革の目的は、当初のIBORベースの変動金利を適切に類似した代替的な変動金利に置き換えることによって、契約上、より頑健な変動金利を使用することです。したがって、当初の金利と新しい金利の間には、基本的な項目の細かな差異(例えば、金利固有の信用リスクの金額、参照期間、利息計算方法など)が存在する可能性があります。しかし、容認可能な見解は、定性的な観点から契約条件は大幅に異なるというものです。
- したがって、容認可能な見解は、当初のデリバティブの認識の中止を行わないというものです。

上記の結論は、当初のデリバティブの認識の中止を行わず、代替的な指標金利のデリバティブの契約条件は当初のデリバティブの契約条件と大幅に異ならないとするIFRS第9号BC6.620項およびIAS第39号BC312項における記述とも整合します。

アプローチ4-この特定の文脈において、IFRS第9号BC6.620項(d)およびIAS第39号BC312項(d)は、デリバティブの契約更改は、当初のデリバティブの認識の中止を生じさせると述べています。

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.